

報告第 5 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

事故の概要	損害賠償額	事故の過失割合（％）		和解の相手方	和解の条件等	専決年月日
		相手方	市			
令和７年２月１７日午後 １時５５分頃 匝瑳市吉田４２７０番地 での市有自動車による物 損事故	２７，５９９ 円	０	１００	●●●●●●●● ●●●●●●●● ●● ●●	（１） 市は、●●●●に対 し、本件事故に関する一切 の損害賠償金として、金２ ７，５９９円を指定口座に 支払う。 （２） 市と●●●●は、今 後、本件に関し、裁判上及 び裁判外において一切異 議申立て、請求を行わな い。	令和７年３月 ２７日
令和６年１０月１５日午 前９時２０分頃 匝瑳市役所北側駐車場入 口付近での市有自動車に よる物損事故	３８，０１６ 円	０	１００	●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●● ●● ●●	（１） 市は、●●●●に対 して、３８，０１６円を支 払う。 （２） 市と●●●●は、今 後、本件に関し、裁判上及 び裁判外において一切異 議申立て、請求を行わな い。	令和７年３月 ３０日

事故の概要	損害賠償額	事故の過失割合（％）		和解の相手方	和解の条件等	専決年月日
		相手方	市			
令和６年１２月１０日午後４時３５分頃 旭市秋田３６３番１地先での市有自動車による物損事故	０円	９０	１０	●●●●●●●● ●●●●●●●● ● ●● ●●	(１) ●●●●は、市に対して、１２１,０８７円を支払う。(市の過失分については、支払いを求めない。) (２) 市が、●●●●に対して支払う損害賠償額は、０円とする。 (３) 市と●●●●は、今後、本件に関し、裁判上及び裁判外において一切異議申立て、請求を行わない。	令和７年５月 １９日